

総合地球環境学研究所名誉教授称号授与規則

平成 14 年 10 月 25 日制 定

規則第 55 号

平成 19 年 5 月 18 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 人間文化研究機構組織規程（平成 16 年 4 月 9 日人間文化研究機構規程第 1 号）第 18 条及び人間文化研究機構名誉教授称号授与規程（平成 17 年 3 月 14 日規程第 94 号（以下「称号授与規程」という。）の規定に基づく総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与は、この規則の定めるところによる。

(資格)

第 2 条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当し、研究所を退職（転出を含む。）した者に対し選考の上授与する。

- 一 研究所の教授又は准教授として勤務し、研究所の目的達成上特に功績があった者
- 二 所長として特に功労のあった者

(選考)

第 3 条 名誉教授の称号の授与は、運営会議の議を経て所長が行う。

(称号の授与)

第 4 条 名誉教授の称号を授与するときは、称号授与規程第 3 条による。

(設備等の利用)

第 5 条 名誉教授の称号を授与された者は、学術研究のため研究所所属の設備・資料を利用することができる。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 5 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条第 1 号の准教授は研究所の助教授として退職（転出を含む。）した者を含むものとする。